

「株式等の振替に関する業務規程施行規則」の一部改正について

平成 23 年 3 月 31 日
株式会社証券保管振替機構

1 改正の趣旨

今般、株式会社東京証券取引所において、E T F（上場投資信託）の多様化を推進する観点から、指標連動証券（E T Fと同様に株価指数、商品指数、商品価格などに連動する商品性の商品）を受託有価証券とする受益証券発行信託の受益権（いわゆる「日本型預託証券（J D R）」）に係る上場制度の整備が行われた。

このため、当該受益権を株式等振替制度における取扱対象とするため、所要の改正を行うこととする。

2 改正の概要

株式等振替制度において機構取扱対象となる受益証券発行信託の受益権として、指標連動証券を受託有価証券とするものを追加する（株式等の振替に関する業務規程施行規則 第 2 条第 6 項第 2 号）。

3 施行日

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

以 上